

有害

令和7年度市町村向け

鳥獣被害対策総合補償制度のご案内 (施設賠償責任保険・総合生活保険)



一般的なハンター保険では対象外となる事故を補償する制度です

自治体・猟友会が
法律上の賠償責任
を負った場合を
補償

わな、網、柵の
使用に起因する
事故を補償
(賠償)

手術保険金の
お支払いが可能
(傷害)

鳥獣被害対策の活動において必要な補償を手厚く準備できます

契約者

市町村が組織する協議会（市町村が契約者となることも可能です）

対象となる事業

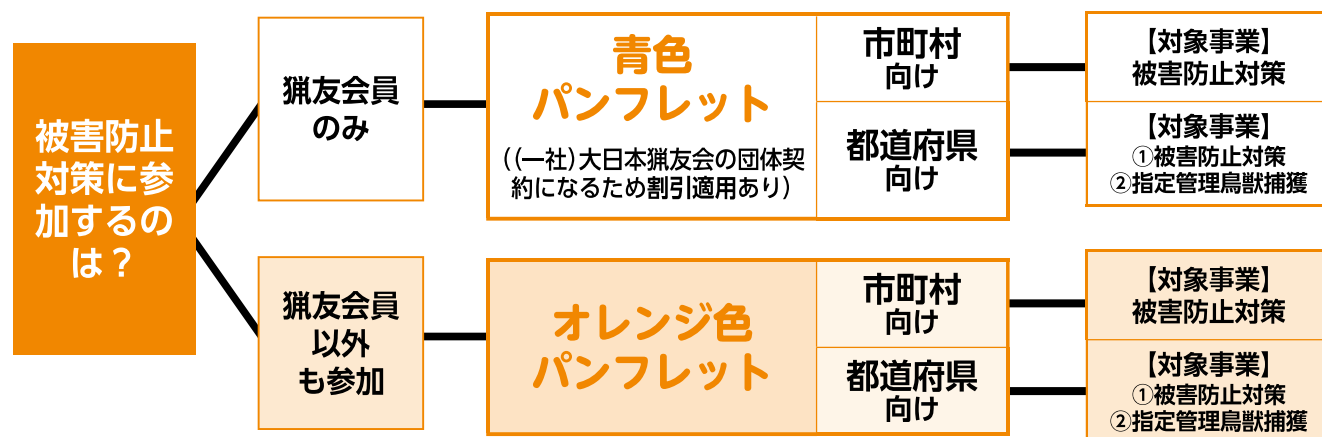
市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等(*)
(*)主に鳥獣被害対策実施隊の活動等を想定

お見積方法

(様式1)「市町村向け鳥獣被害対策総合補償制度」見積依頼書に必要事項を記入し、株式会社中央保険センターに郵送または電子メールにて送付してください(6ページ参照)。担当者よりお見積をご連絡致します。

【初めにー読ください】

当商品は大きく2タイプ(青・オレンジ)に分かれます。被害防止対策に誰が参加するかでご覧いただくパンフレットが異なります。



【補償の種類】

本制度では2つの補償をご用意しています！

①第三者に対する賠償 (施設賠償責任保険) ----- P3

<主な補償範囲>

銃器・猟犬の使用

わな、網、柵の使用

自治体や猟友会の法律上の損害賠償責任

②被害防止計画に参加する方のケガ (総合生活保険) ----- P5

<主な補償範囲>

入院・通院・手術

自治体・団体として十分な補償を備えられていますか？

<加入者様の声>

- ・ハンター保険で、わな、網、柵リスクも補償されると思い込んでいた。
- ・狩猟者が加入する、共済・ハンター保険頼みだったので、自治体(団体)として加入できてよかった。
- ・自治体や団体が訴えられる可能性を想定できていなかった。
その際、ハンター保険では補償されないことも分かっていなかった。ひやっとした。

【制度設立の背景】

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等(以下「市町村が主体となる被害防止対策」という。)において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故等による人身等への被害が発生しています。

こうした中、東京海上日動火災保険株式会社は、上記事業を補償範囲とした補償制度を開発致しました。具体的には、市町村、協議会を加入対象者(保険料負担者)とし、事業に従事する者を補償対象者とした傷害保険・賠償責任保険です。

また、(一社)大日本猟友会の共済保険及び民間ハンター保険と異なり、市町村が主体となる被害防止対策のみを補償対象としていることから、保険料の一部は各種交付金の支援等の対象となることが可能です。

本保険への加入が、被害防止対策を行う皆様が安心して事業に取り組める土台作りになると考えております。

市町村、協議会の皆様におかれましては、是非積極的なご加入を検討頂きたく、何卒宜しくお願い致します。

1. 鳥獣被害対策 賠償責任保険(施設賠償責任保険)

賠償責任保険では、以下の①～④の業務に起因して、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その賠償金等を補償します。

- ①捕獲者による、市町村が主体となる被害防止対策(*)を行っている間における銃器の使用
- ②捕獲者による、市町村が主体となる被害防止対策(*)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程中における猟犬の使用
- ③捕獲者による、市町村が主体となる被害防止対策(*)を目的とするわな、網、柵、止め刺し機等の猟具の使用
- ④捕獲者による、市町村が主体となる被害防止対策(*)を目的として設置したわな、柵等を対象とした見回り

(*)市町村が主体となる被害防止対策とは、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等を指します。

引受保険会社は、上記の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

(1) 賠償責任保険の特徴:

- わな、網、柵の使用および設置に起因する事故も補償対象です(一般的なハンター保険では免責)。
- 市町村、協議会が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となります(一般的なハンター保険では免責)。

(2) 被保険者(この保険契約においての補償を受けることができる方):

- ①ご契約者、②被害防止対策に従事する者
- (但し、市町村が主体となる被害防止対策の遂行に関してのみ補償対象となります)

(3) 保険料:

被害防止対策に従事する者 1 人あたり 4,000円 (年間保険料)

※保険加入後の人数増減の手続きは不要です。

引受保険会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した人数が実際の人数に不足していたときは、申告された人数に基づく保険料と実際の人数に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

(4) 支払限度額:

対人・対物賠償共通 支払限度額1億円(1名・1事故・保険期間中)

初期対応費用 支払限度額1,000万円(1事故) (※1)

免責金額(自己負担金額)はありません。

(※1) 身体障害見舞費用は、1事故において被害者1名につき10万円が限度。([初期対応費用担保特約条項]の支払限度額の内枠)。

(5) 想定事故例:

- ・鳥獣被害対策実施隊の活動中、シカと見間違えて人を撃ってしまい大けがをさせてしまった。
- ・鳥獣被害対策実施隊の活動中、不十分な状態でわなを設置してしまい、かかったイノシシが逃げ出し、周囲にいた人を襲いけがをさせてしまった。



(一般的なハンター保険では免責となる「わなの使用に起因する事故」についても本制度では補償対象としております)

- ・市町村、協議会もしくは契約者の指示のもと、組織的な捕獲活動を行っている際、事業従事者への指示に不備があり、その結果として対人事故が発生してしまった。

(一般的なハンター保険では免責となる「団体(市町村、協議会)が法律上の損害賠償責任を負った場合」についても本制度では補償対象としております)

(6) お支払いの対象となる損害:

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	対人事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用 ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・事故現場の取り片付け費用 ・被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・通信費 ・書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金(香典を含みます。) ・見舞品購入費用 ・上記に準ずる費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。上記⑥の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

(7) 保険金をお支払いしない主な場合:

- ・保険契約者または被保険者(補償を受けることができる方)の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任

- ・次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
- ・次の事由に起因する損害
 - ア. 法令で禁止されている場所において使用された銃器または猟具
 - イ. 捕獲者以外の者に譲渡または貸与された銃器または猟具
 - ウ. 銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けずに捕獲者が所持している銃器
 - エ. 他人の猟犬の殺傷

等

2. 鳥獣被害対策 傷害保険(総合生活保険(傷害補償))

準記名式契約特約(一部付保)、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上の傷害危険補償特約セット

- 被保険者が狩猟者団体に雇用されており給与等の支払いを受けている場合は傷害保険のご契約ができません。政府労災等での補償をご検討ください。
- 始期時点の被保険者数が5名未満の場合は傷害保険のご契約ができません。

本保険商品は、市町村が主体となる被害防止対策の活動中に、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)

お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレットの内容をご確認ください。

被保険者の市町村が主体となる被害防止対策(*)の遂行中や、自宅から捕獲場所への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いします。

(*)市町村が主体となる被害防止対策とは、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等を指します。

(主に、鳥獣被害対策実施隊の事業を想定)

(1) 傷害保険の特徴:

- 手術保険金のお支払いが可能です(一般的なハンター保険では対象外)。
- 自動車に搭乗中の事故、自動車との衝突・接触等に起因する事故も補償対象となります(一般的なハンター保険では対象外)。



実際の事故例

- ・斜面を下った際に雨でぬかるんだ箇所ですら腰から転倒した(通院26日)
- ・鳥獣をわなから外す際に逆襲に遭い、手術が必要な程の重傷を負った(手術1回・通院36日)
- ・うっそうとした藪の中で鳥獣を追い払っていたら目に枝が刺さってケガをした(通院5日)

(2) 被保険者:

被害防止対策に従事する方

(但し、市町村が主体となる被害防止対策の遂行に関してのみ補償対象となります)

(3) 保険料:

1人あたりの年間保険料 17,050円

【ご注意】令和7年10月以降始期契約より保険料が変更となります。

【更新契約の場合、前年度の被保険者数によって保険料が割引となる場合があります】

ご加入は、市町村が主体となる被害防止対策に従事する方の1日あたりの予想最大活動人数でお申込みいただきます。

(ご参考) 保険料計算例:

被害防止対策に従事する実人数が50人であっても、1日あたりの最高活動人数が20人の場合、保険料は以下の通りとなります。

$20人 \times 17,050 = 341,000円$

最大活動人数に変更があった場合は遅滞なくご連絡ください。保険料の精算が必要となります。最大活動人数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡がなかったり、増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、保険金を削減してお支払いします。なお、追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合はご加入を解除することがあります。

(4) 補償内容: 保険期間1年

下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

	補償内容
死亡・後遺障害保険金	300万円
入院保険金(1日あたり・30日限度)	3,000円
手術保険金	1.5万円(入院中以外) または 3万円(入院中)
通院保険金(1日あたり・30日限度)	2,000円

- 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- 往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。
 - (a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
 - (b) 活動日・場所が客観的資料(活動報告書等)で確定できること

死亡・後遺障害	ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガで入院 ^{*1} したり手術 ^{*2} を受けた場合に保険金をお支払いします。 ^{*1} 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。 ^{*2} 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガで通院 ^{*1} した場合に保険金をお支払いします。 ^{*1} 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「重要事項説明書」をご確認ください。

(5) 保険金をお支払いしない主な場合：

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

等

見積依頼書の送付先

郵送の場合：

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル5階

株式会社中央保険センター 鳥獣被害対策総合補償制度担当 宛

メールの場合：

info@chc-hoken.co.jp まで、PDF化した見積依頼書をご送付ください。

捕獲者名簿について

捕獲者名簿の備え付けが必要です。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

3. 事故が起こったら

【報告先】

事故が発生した場合は、以下HPに掲載している事故報告書に必要事項を記入し、直ちに株式会社中央保険センターに電子メールで送付してください。

HP：<https://www.chc-hoken.co.jp/>

〈施設賠償責任保険に関して〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、事故報告書でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

【よくある質問】

Q1:賠償責任と傷害補償、両方加入しなくてはならないか。

A1:いずれか単品でも加入可能ですが、活動が活発化してきたこともあり、両方の補償を備える自治体や団体が増えてきています。

Q2:個人で加入できるか。

A2:個人加入は不可です。加入対象者は、自治体、協議会、狩猟者団体です。

Q3:個別勉強会もしくは上席に説明するにあたり同席してほしい。

A3:あいにく少人数で対応しているため、個別の勉強会はお受けしておりませんが、年に数回オンライン(Zoom)勉強会を開催しますので、是非ご参加ください。

Q4:付き合いのある代理店で加入できるか。

A4:特定代理店のみでのお取り扱いとなります。

Q5:見積依頼はどこにお願いすれば良いか。

A5:裏表紙下に記載の【取扱代理店】へメールでご依頼ください。

このご案内は総合生活保険（傷害補償）・施設賠償責任保険の概要をご紹介します。ご加入される保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容は重要事項説明書をご覧ください。詳細は、保険約款によりますが、保険の内容について、ご不明の点がございましたら代理店にお問い合わせください。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社中央保険センター

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル 5F

TEL: 03-5614-6771 e-Mail: info@chc-hoken.co.jp

<https://www.chc-hoken.co.jp/>

【引受保険会社（幹事会社）】

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部公務第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 e-Mail: hunter.tmnf@tmnf.jp